

平成23年第35回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成23年第35回岩手町農業委員会総会は、平成23年1月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
- (2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|---------|-----|----------|
| 1番 | 幅 | 清一 |
| 2番 | 三浦 | 新太郎 |
| 3番 | 岩館 | 修一 |
| 4番 | 武田 | 昭藏 |
| 5番 | 横澤 | 稔秋 |
| 6番 | 遠藤 | 幸夫 |
| 7番 | 黒澤 | 金一 |
| 10番 | 千葉 | 静子 |
| 12番 | 岩崎 | 明 |
| 13番 | 佐々木 | 由和 |
| 14番 | 田中 | 正志 |
| 15番 | 國枝 | 金一 |
| 16番 | 井戸 | ツヨミ |
| 17番 | 澤村 | 勇次郎 |
| 18番 | 松本 | 良子(職務代理) |
| (議長)19番 | 福島 | 昭士(会長) |

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----|----|----|
| 8番 | 細野 | 清悦 |
| 9番 | 三浦 | 博子 |
| 11番 | 太布 | 光則 |

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----|----|
| 農業委員会事務局長 | 千葉 | 照雄 |
| 農地振興係主幹 | 田村 | 寿 |
| 副主幹 | 川村 | 祐子 |

副主任

山中 寿行

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第35回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、8番細野委員、9番三浦委員、11番太布委員の3名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。13番佐々木由和委員、14番田中正志委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告1件、議案3件の提出があります。お諮りします。報告1件、議案3件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告1件、議案3件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 次に、報告第1号農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、別紙のとおり、農地法施行規則第32条第1項第1号の規定により、転用の例外届け、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 2ページをお開き下さい。農地法施行規則（転用の例外）該当届について、でございます。受付番号6番、申請人は、宮城県仙台市の電気通信業の会社です。土地の所在地、大字一方井第15地割、登記地目、現況地目とも畑、1,127㎡の内、今回0.13㎡の敷地について、携帯電話の鉄塔設置、年額18,000円で、10年間の賃貸契約をする、ということです。施工時期は、平成23年1月20日から平成23年3月31日までです。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、委員さんから何かありましたら、ご発言願います。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、報告のとおりとさせていただきます。

議 長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号でございます。ページは、7ページをご覧ください。受付番号が49番、土地の所在は大字黒内第2地割、譲受人が大字黒内第2地割の50歳の男性の方です。譲渡人が大字黒内第2地割の76歳の男性です。面積は、田が2,592㎡、畑が17,165㎡合計19,757㎡です。家族数は6人で、息子さんへの一括贈与となります。位置につきましては、12ページをご参照ください。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、農業従事者の状況、営農計画の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。なおこの件は、現地調査担当の方からも報告させていただきます。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

4番武田委員 受付番号49番については、現地は、私の地区にありますので、4番の私、武田から報告いたします。この農家では、本案件の農地はすべて耕作しており、適切に使われております。本人は、会社員ですが、本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されています。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見

の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第7条の第1項の規定により意見を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号です。11ページでございます。農地法第4条の規定による農地等の転用申請です。受付番号3番、土地の所在が大字川口第39地割、畑21,762の内381㎡、申請人が大字川口第39地割の56歳の男性です。転用の目的としては、宅地を拡張して、事務所と駐車場を建設する計画であります。位置につきましては、13ページをご参照ください。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

16番井戸委員 現地確認は、私と14番田中委員、15番國枝委員、及び事務局2名で確認してまいりました。受付番号3番、この場所ですが、北山形地区です。宅地を拡張して事務所を併設するということでした。また、排水につきましては、合併浄化槽を設置して、処理水を町道側溝に放流するということでした。周辺につきましても、農地という状況でした。計画の内容等、本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議長 次に、議案第3号岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 資料は、15ページでございます。農業振興計画の変更に対するこの方の事業計画の概要であります。受付番号は4番、事業の計画者は大字五日市第12地割にお住まい29歳の男性の方でございます。事業目的は、一般住宅建設のため農用地を宅地に転用したいということでありまして、所在地につきましては、大字土川第4地割の鳴沢地区でございます。畑が、3,020㎡のうち499㎡を計画しております。現在は、畑です。所有者、面積、地目につきましては、資料のとおりでございます。16ページに農用地区域からの除外に関する検討表ということで、各事項とも除外について適当であると判断するものであります。工期は、平成23年5月着工で、8月完工予定でございます。17ページについては、関係機関より協議いただいた協議書ということでございます。位置につきましては、21ページをご参照ください。

次に24ページです。受付番号5番、事業の計画者は、大字久保第6地割の男性の方でございます。自宅に併設する物置小屋建設のため、農用地を宅地に転用するものでございます。土地の所在地は、大字久保第6地割の鳴沢地区になります。地目、現況とも田になります。面積は、1,850㎡のうち、40㎡を譲り受けて、ここに物置小屋を建てたいということです。位置につきましては、31ページをご参照ください。既存の住宅の隣に、申請の建物を建てるということです。32ページには、承諾書を添付しております。以上の。案件は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており農地の利用、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。説明を終わります。また、2件とも現地確認をしておりますので、代表の委員さんから説明をお願いします。

議長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

16番井戸委員 本日、私、井戸と、14番田中委員、15番國枝委員と事務局2名で現地調査してまいりました。受付番号4番は、場所は、大字土川第4地割でございますが、鳴沢地区の*****付近でございます。祖母宅の隣へ、住宅を建て、日常の祖母の健康状態、そして、安否確認をしたいので、農振を外して家を建てたいということでありまして。周りは農地でありましたが、該当の土地は道路沿いであり、周りに影響が出るような場所でもなく、いずれも法令等の審査基準に遵守しており農地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。

議長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番黒澤委員 7番黒澤です。ただ今の受付番号5番、の件です。ここは、土地改良区の補助整備の区域になっております。事前に土地改良区に対しまして、協議がございました。土地改良区で、内容を協議した結果この場所は、地形が三角形でもあるし、機械作業をするのにも効率よく出来ない場所であるため、土地改良区では、申請どおり許

可するということに、決定して回答しておりますので、報告致します。以上です。

議 長 黒澤委員から報告ありました。他に、何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号について、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とする意見に決定いたしました。

議 長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第35回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時55分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

13番 印

14番 印